

## 宮古島市総合博物館蔵『明治六年酉十二月宮古島砂川間切西里村家内人数面立証文』について

—近世琉球における宗門手札改や明治六年の「戸籍総計表」の編製に関連して—

金城 善

はじめに—研究史—

私は、これまで近世琉球・近代沖縄における戸籍制度について、次のような論考を発表してきた。

- ① 「近代沖縄における戸籍制度の一端—戸籍法の施行から壬申戸籍の改製まで—」 仲松弥秀先生傘寿記念論文集『神・人・村—琉球弧論叢』 第一書房 一九九一年三月二十日所収
  - ② 「『本琉球内久米仲里間切（真謝村）人数改帳』について」『久米島自然文化センター紀要』創刊号 久米島自然文化センター 二〇〇一年三月二十七日所収
  - ③ 「近世琉球における戸籍制度の一端—宗門手札改と『人数改帳』、そして人別改と『頭数帳』について—」 比嘉政夫国立歴史民俗資料館教授退官記念論集『琉球・アジアの民俗と歴史』 榕樹書林 二〇〇二年七月二十六日所収
  - ④ 「近代沖縄における戸籍制度の一端—宮古・八重山の戸籍事務管掌者の認印と職印について—」『浦添市立図書館紀要』第十五号 浦添市立図書館 二〇〇四年三月三十日所収
  - ⑤ 「最後の宗門手札が語る近世の戸籍制度（上）・（下）」 沖縄タイムス 二〇〇四年十二月八日・二十七日朝刊「モノと画像が語る琉球史」所収
  - ⑥ 「八重山島石垣間切石垣村の『頭数帳』—明治六年十二月十四日付け「戸籍総計表」の概要と翻刻—」平成十三年度〜平成十六年度科学研究費補助金基盤研究（A）研究成果報告書『沖縄における近代法の形成と現代における法的諸問題』研究代表田里修（沖縄大学法経学部教授） 二〇〇五年三月所収
  - ⑦ 「明治六年十二月十四日付け「戸籍総計表」—八重山島石垣間切石垣村の『頭数帳』の分析を通して—」平成十七年度〜平成二十年度科学研究費補助金基盤研究（A）研究成果報告書『沖縄近代法の形成と展開—沖縄の特殊性と普遍性—』研究代表田里修（沖縄大学法経学部教授） 二〇〇九年三月三十一日所収
- これらによって、おぼろげながらも近世琉球や近代沖縄の戸籍制度の変遷が見えてきたように思う。
- そんな中、宮古島市総合博物館において所蔵する『独逸商船救難并建碑顛末』を修復するにあたり、以前に修復した際に不明箇所として残されていた断片の位置を確認する手助けをする機会があった。このとき、これに混入していた「人数改帳」らしき断片は、『独逸商船救難并建碑顛末』とは直接的に結びつくものではなかった。提言してこの「人数改帳」らしき断片を分離して新たに修復していただくとともに、スキャンデータを提供していた。これを翻刻し、内容を分析してみた。

表紙のない断片であるが、それぞれの家内の前に「証文」とあることや、最後に「酉十二月／右通家内人数面立如斯御座候、以上」とあることから、仮に『明治六年酉十二月宮古島家内人数面立証文』（以下、「面立証文」という。）とした<sup>1)</sup>。

これは、明治六年の「戸籍総計表」の編製に関する新たな資料であり、近世琉球及び近代沖縄県の戸籍制度の変遷を知るのに重要なものである。また、近世琉球における宗門手札改や明治六年の「戸籍総計表」の編製に関連するものとして位置付けることができる。

本稿は、平成十九（二〇〇七）年十月十五日に、沖縄県立図書館宮古分館二階会議室で開催された宮古郷土史研究会の臨時研究会で、「宮古島市総合博物館蔵『明治六年酉十二月宮古島家内人数面立証文』について」として研究発表したものであるが、多良間村において平成三十（二〇一八）年度から実施している沖縄振興特別推進交付金を活用した多良間村自然文化継承事業、多良間村郷土資料整理活用業務で、多良間村ふるさと民俗学習館が所蔵する明治十（一八七七）年の『多良間島塩川村丑年惣頭物成帳』と明治二十二（一八八九）年の『多良間島仲筋村丑年惣頭物成帳』（以下、この二つの『惣頭物成帳』を単に「惣頭帳」という。）の翻刻と分析するなかで、この「面立証文」も多良間の「惣頭帳」と同様に「系図家譜」と照合する中で、読み解くことができたので、不用な部分を削除し、新たな分析によって得られた知見を加えて修正したものである。

## 一 近世琉球における宗門手札改

江戸幕府は、キリシタン禁圧のため、寛永十二年（一六三五）に全国の士分・百姓を問わず、その宗旨を調査する宗門改を実施した。

はじめは宗旨調査が主な目的であったが、次第に人数改に変わっていったといわれる。

薩摩島津氏は、琉球や道の島（奄美地方）を含むその支配下において、宗旨調査と人口把握のため、「宗門手札改」という独自の方法で、寛永十三年（一六三六）から慶応二年（一八六六）までの二三〇年間に、ほぼ五年から八年の間隔で三一回にわたって実施した。しかしながら、琉球では中国皇帝から琉球国中山王を冊封するために派遣された冊封使が来琉していたことから、第十二回・第二十七回・第三十一回の三回は翌年に延期して実施したが、第二十八回と第二十九回はフランス人宣教師フォルカードやイギリス人宣教師ベッテルハイムが布教のため滞留していたことから、二回とも連続して実施することができなかった<sup>2)</sup>。

琉球における宗門手札改の回数とその後の動きは、次の表のとおりである。

表 琉球における宗門手札改の回数とその後の動き

回数	西暦	和暦	中国暦	札御改名	備考
第1回	一六三六	寛永十三	崇禎九	子札御改	薩摩の翌年
第2回	一六四七	正保四	順治四	亥札御改	前回から一年後
第3回	一六五一	慶安四	順治八	卯札御改	前回から四年後
第4回	一六五四	承応三	順治十一	午札御改	前回から七年後
第5回	一六五九	万治二	順治十六	亥札御改	前回から五年後
第6回	一六六五	寛文五	康熙四	巳札御改	前回から六年後
第7回	一六七二	寛文十二	康熙十一	子札御改	前回から七年後
第8回	一六七七	延宝五	康熙十六	巳札御改	前回から五年後
第9回	一六八四	貞享元	康熙二十三	子札御改	前回から七年後

- 第10回 一六九〇・元禄三・康熙二十九 午札御改 前回から六年後
- 第11回 一六九八・元禄十一・康熙三十七 寅札御改 前回から八年後
- 第12回 一七〇六・宝永三・康熙四十五 戌札御改 前回から八年後
- 第13回 一七一三・正徳三・康熙五十二 巳札御改 前回から七年後
- 第14回 一七二一・享保六・康熙六十 丑札御改 前回から八年後
- 第15回 一七二九・享保十四・雍正七 酉札御改 前回から八年後
- 第16回 一七三七・元文二・乾隆二 巳札御改 前回から八年後
- 第17回 一七四五・延享二・乾隆十 丑札御改 前回から八年後
- 第18回 一七五三・宝暦三・乾隆十八 酉札御改 前回から八年後
- 第19回 一七六一・宝暦十一・乾隆二十六 巳札御改 前回から八年後
- 第20回 一七六九・明和六・乾隆三十四 丑札御改 前回から八年後、三年後に延期
- 第21回 一七七二・安永元・乾隆三十七 辰札御改 前回から一年後
- 第22回 一七七九・安永八・乾隆四十四 亥札御改 前回から七年後、中止
- 第23回 一七八六・天明六・乾隆五十一 午札御改 前回から十四年後
- 第24回 一七九三・寛政五・乾隆五十八 丑札御改 前回から七年後、中止
- 第25回 一八〇〇・寛政十二・嘉慶五 申札御改 前回から一四年後
- 第26回 冊封使が来琉しているため、翌年に延期して実施
- 第27回 一八〇八・文化五・嘉慶十三 辰札御改 前回から八年後
- 第28回 一八一五・文化十二・嘉慶二十 亥札御改 前回から七年後
- 第29回 一八二四・文政七・道光四 申札御改 前回から九年後
- 第30回 一八三一・天保二・道光十一 卯札御改 前回から七年後
- 第31回 一八三八・天保九・道光十八 戌札御改 前回から七年後
- 冊封使が来琉しているため、翌年に延期して実施
- 第32回 一八四五・弘化二・道光二十五 巳札御改 前回から七年後
- フランス人宣教師フォルカードが来琉のため、延期するが実施なし
- 第33回 一八五二・嘉永五・咸豊二 子札御改 前回から七年後

イギリス人宣教師ベッテルハイムが来琉のため、延期するが実施なし

- 第30回 一八五九・安政六・咸豊九 未札御改 前回から七年後
- 第31回 一八六六・慶応二・同治五 寅札御改 前回から七年後

冊封使が来琉しているため、翌年に延期して実施

一八七〇 明治三年午御改人別改

明治五年に明治政府から新規の人別改

一八七三 明治六年二月二十六日付け「琉球藩管内戸籍総計」

明治六年西十二月「宮古島家内人数面立て証文」の提出

明治六年癸酉十二月十四日付け「八重山島石垣間切石垣村戸籍総計表頭数帳」

一八七四 明治七年一月一日調「琉球藩管内戸籍総計」

一八七五 明治八年一月一日調「琉球藩管内戸籍総計」

一八七六 明治九年一月一日調「琉球藩管内戸籍総計」

一八七七 明治十年丑十二月「多良間島塩川村丑年惣頭物成帳」

一八八九 明治二十二年丑十二月「多良間島塩川村丑年惣頭物成帳」

宗門手札改では、その都度多くの「人数改帳」が調製されたが、一八〇〇年の「本琉球内伊江島人数改帳」<sup>3</sup>、一八二四年の「本琉球内久米仲里間切(真謝村)人数改帳」<sup>4</sup>、一八三一年の「本琉球内大宜味間切城村人数改帳」<sup>5</sup>が、稿本や写本として残っているだけである。

これら以外に類似資料としては、宮古島では伊良部国仲の伊佐家文書の中に明治三午年の「惣頭帳」の断簡をはじめ、多良間島の村民俗学習館には慶応二年の『多良間島仲筋村寅年惣頭物成帳(断簡)』、明治三年の『多良間島塩川村午御改(断簡)』、明治十年の『多良間島塩川村丑年惣頭物成帳』<sup>6</sup>、明治二十二年の『多良間島仲筋村丑年惣頭物成帳』<sup>7</sup>が所蔵されており、八重山島には家

譜の表紙の補強に使用されていた嘉永五年の「子の手札御改」の「八重山島石垣間切南風見村宗門手札改関係(断簡)」が個人宅に、石垣市立八重山博物館の喜舎場英勝旧蔵史料には明治六年の『八重山島石垣間切石垣村頭数帳』がある。

「人数改帳」は基本的には「五人與」で編製されるが、中には構成する世帯の少ない村では「式人與」のよう場合もある。宮古島や八重山島では村ごとに何與かの「五人與」で構成される「惣頭帳」や「頭数帳」が編製され、士や百姓について、「ヶ所」(家内)の構成人数をはじめ、名前や続柄、札歳等の戸籍事項を知ることが出来る。

近世琉球における戸籍制度といえ、沖縄本島においては首里王府の系図座・大与座で首里・那覇・泊村・久米村の家譜の組立や出生・死亡の処理があげられ、宮古島・八重山島・久米島においては蔵元で在地の系図家譜の処理等であった。

家譜の編纂が一般的に行われるようになるのは、首里・那覇・泊村・久米村が一六八九年(康熙二十八年・元禄二年)であり、宮古・八重山がこれに遅れること四〇年、一七二九年(雍正七年・享保十四年)で、久米島が一七五九年(乾隆二十四年・宝暦九年)である<sup>10</sup>。

首里・那覇・泊村・久米村の家譜については、那覇市史編集室(現、那覇市歴史博物館)が長年にわたって調査収集し、その一部が『那覇市史 資料編第1巻5 家譜資料一(総合)』、『那覇市史 資料編第1巻6 家譜資料二(久米系)』、『那覇市史 資料編第1巻7 家譜資料三(首里系)』、『那覇市史 資料編第1巻8 家譜資料四(那覇・泊系)』として刊行された。これら『那覇市史』の口絵には、家譜の表紙や世系図、家譜組立、和系格の家譜、家譜

序文と世系図、家譜記録の冒頭、家譜の仕次が紹介され、本文には世系図や紀事が翻刻されている<sup>11</sup>。

また、両先島および久米島においては、平良市教育委員会から『平良市史 第三巻 資料編1 前近代』と『平良市史 第八巻 資料編6 考古・人物・補遺』に、城辺町役場から『城辺町史 第一巻 資料編』に、多良間村からは『多良間村史 第二巻資料編1(王国時代の記録)』と『多良間村史 第六巻資料編5 多良間の系図家譜並に勤書・古文書・御嶽・古謡』に、石垣市からは『石垣市史 八重山史料集1 石垣家文書』に、久米島では法政大学の久米島調査委員会によって『沖縄久米島資料篇「沖縄久米島の言語・文化・社会の総合的研究」報告書』に、それぞれ各地の家譜が翻刻されている<sup>12</sup>。

これらからは戸籍としての身分事項を確認することができる。家譜の記載にあたっては、那覇市歴史博物館所蔵の「首里汀志良次村従氏山入端筑登之與内、暨氏故神山親雲上女子真勢津、名子武得根安座間筑登之喜信三男思亀」の「生子証文」のように、父・一門・母方親類・與中・與頭(名代)が記名し、母が百姓であれば地方の村掟・西掟・地頭代・検者・下知役などの記名を経て、厳格なチェックを受けて編纂されていたことがわかる。

また、琉球大学附属図書館所蔵の宮良家文書には、八重山での懐妊・出生等を綴った「覚」が残されており<sup>13</sup>、百姓でも生年月日が明確に記録されていたことがわかる。

## 二 琉球藩での「人別改」の編製

首里王府は、近世末期の慶応二(一八六六)年に御国元である

薩摩から第三一回目となる「宗門手札改」を実施するように命じられた。しかしながら、この年は「寅の御冠船」と呼ばれる中国皇帝から尚泰を琉球国中山王に冊封するために派遣された冊封使が来琉していることから、翌年の慶応三年に延期して実施した。

慶応三年に実施されたが、あくまでも慶応二年の寅年の「宗門手札改」であり、これが最後の「宗門手札改」となった。

『大与座規模帳』によれば、その翌年の明治元(一八六八)には、各間切の「切支丹宗門改帳」を集計した「切支丹宗門総帳」を御国許(薩摩)へ提出することを止めたとある。

明治政府は、明治三(一八七〇)年五月、諸藩に対し「戸籍編製ノ儀ハ一定ノ規則相定可相達候得共、夫迄ノ処別紙雛形ニ従ヒ、在来ノ人別帳ヲ以、戸数人員其外総計不洩様取調、早々可差出候事」と命じた。鹿児島藩の沖永良部島や与論島でも、「人別改」が行われた。「宗門手札改」ではなく、「人別改」で戸数・人員等を調査したということである。琉球においても「午御改」として、人口調査が行われている。

その後の明治四(一八七一)年四月四日に初めての「戸籍法」を公布し、同年十月三日には「宗門人別改帳」を廃し、差し出しを停止した。そして、翌五年の二月一日に戸籍法を施行し、二月一日から五月十五日までの間に調査を行い、戸籍を編製させた。このときに編製された戸籍を「明治五年式戸籍」という。また、この戸籍法を施行した年の干支が壬申みずのえさる申であったことから「壬申戸籍」とも呼ばれる<sup>14</sup>。

戸籍法が施行されたときは、琉球はまだ鹿児島県の管轄下にあつたが、同五(一九七二)年九月十四日には、琉球国中山王尚泰を「琉球藩王」に冊封する詔が明治天皇から発せられ、「琉球藩」となった。

琉球藩の事務は、当初外務省が管轄したが、明治七(一八七四)年七月十二日からは内務省の管轄となった。

明治五年九月十五日の「覚」

明治六年二月二十六日付戸籍調

明治七(一八七四)年の戌年にも政府から「人別改」を命じられた琉球藩は、去(前)年の明治六年二月一日から十二月十四日までに出生した子までも入念に調査して、「村々改帳」をまとめ、間切・島の責任者である惣地頭において、「総帳」を中頭・島尻は明治七年三月一日までに、国頭は三月六日までに、諸離島は三月十二日までに調製し提出するようにと、左の「覚」を明治七年の戌二月六日付けで発した<sup>15</sup>。

#### 覚

- 一 此節従東京御当国人別改被仰付候付、急度改申渡候間、去年二月朔日より同十二月十四日迄之生子相籠入念可相改事
- 一 先改以後之出入人当抱之所二而相果候者先改帳本二而外書二可相記事
  - 一 穢多之者訟を以死人同前払出候処、此節より帳面籠入、肩書二 廢疾与相記、尤片輪人茂肩二 廢疾与可相記事
  - 一 座敷位被下候者之嫡子者何に与大名可相記事
  - 一 改帳之儀、村々改帳を以惣地頭二而総帳相調可差出事
  - 一 入人何間切何村何某より為入由肩書二 仕付、私人者與合之外書二可相記事
- 一 諸細工并家来赤頭相勤赤八卷被下候者、退役仕候共、何にや与大名相付、肩二 赤頭与可相記事
- 一 改二付訴訟申出候方者、来ル十三日限り可申出也

一 流人之儀、本所之帳面二籠入置候者、縦令御免候共帰朝不仕者者新帳二可相除事

諸島計

一 右通本所之帳面可相除候間、配所之帳面可召籠事

附、先改以後流罪被仰付、配所之帳面不相籠内御免之者、

縦令古郷不仕候共、本所之帳面二可相籠候間、配所之

帳面可召遯事

一 人出入証文之儀、一人二而方々取替候方、改本与直証文を以

引合可有之事

右之通申渡候間、新帳相認、中頭・島尻者来月朔日限り、国

頭方者来月六日限り、諸離島者来月十二日限り可差出候。若、

日限相違之方者同様之科銭可申付候、以上

戊

二月六日

人別改所

諸間切諸島

惣地頭

この「覚」は、久米島の与世永家に伝わる十一条の「覚」であるが、伊江島の伊是名牛助稿本『伊江島考察史』に収録された『嘉慶六辛酉年手札改日記』に、嘉慶六（一八〇一）年酉四月九日付で札改所から諸間切諸島惣地頭宛に送られた十九条の「覚」とは、「此節東京より御当国中人別改仰付られ候」という第一条を除いては、ほぼ同じ内容の文書であり、第四条の「座敷位下され候者之嫡子は、何にやと大名相記べき事」のように、明治七に発せられた近代的な戸籍調製のための調査というより、近世の「人数改帳」を調製するための調査であるといわざるを得ない。

「座敷位下され候者」というのは、「筑登之座敷」の位を頂戴した者ということで、その嫡子つまり将来家督を相続すべき男子は、「何にや」と「大名」で記載すべきであるということである。「大名」はウフナーと呼称するものと思われ、「にや」「仁屋」「仁也」「尔也」と表記される首里王府の位階称号である。

ちなみに、明治六年の石垣村の『頭数帳』では系持と無系の区別なく「にや」と表記されているが、明治十年の「多良間島塩川村丑年惣頭物成帳」や明治二十二年の「多良間島仲筋村丑年惣頭物成帳」には、系持は「仁屋」、無系は「にや」と区別して表記している。

三 『明治六年酉十二月宮古島砂川間切西里村家人人数面立証文』

この「面立証文」は、明治六年十二月現在として調製する「戸籍総計表」を集計するために、蔵元から戸主に提出させたもので、それぞれが一丁乃至三丁で完結しているので、単独に提出されたものと思われる。明治六年の「戸籍総計表」が調製されると、後に反故紙となって『独逸商船救難并建碑顛末』の表紙の厚みだしに使用されたものであると思われる。

これは一六枚からなる断片である。男性の名前に付された位階称号が、「仁屋」と漢字で記載された家内と、「にや」とひらがなで記載された家内があり、一応区分した。①「佐和田筑登之（與人）」の「家内三拾五人」のもの三丁、②「八番與内」の「平良仁屋」の「家内拾壹人（外に一人朱書き）」のもの一丁、③「十二番與内」の「古堅にや」の「家内二十二人」のもの二丁、④「西里村川上はら」の「平良にや」の「家内二十人」のもの二丁の四家内分を確認することができた。

前述したとおり、多良間島の「惣頭帳」では、系持は「仁屋」と表記し、無系は「にや」と表記していることから、①佐和田人と②八番與内の平良仁屋は、「系図家譜」を持つことが許された「系持」であると考えられるが、③古堅にやと④平良にやも多良間島の「惣頭帳」同様に無系の百姓であると考えていいのだろうか。四家内とも多くの「名子」を抱えていることから、③古堅にやと④平良にやも「系持」である可能性があり、家族構成など詳細に検討する必要がある。

これには、最初に「証文」と記載され、次に家内の人数、当歳の年齢、続柄と名前、奥書に「右通家内人数面立如斯御座候、以上 西十二月」とし、ここに記した家内の名簿に間違いがないことを署名している。

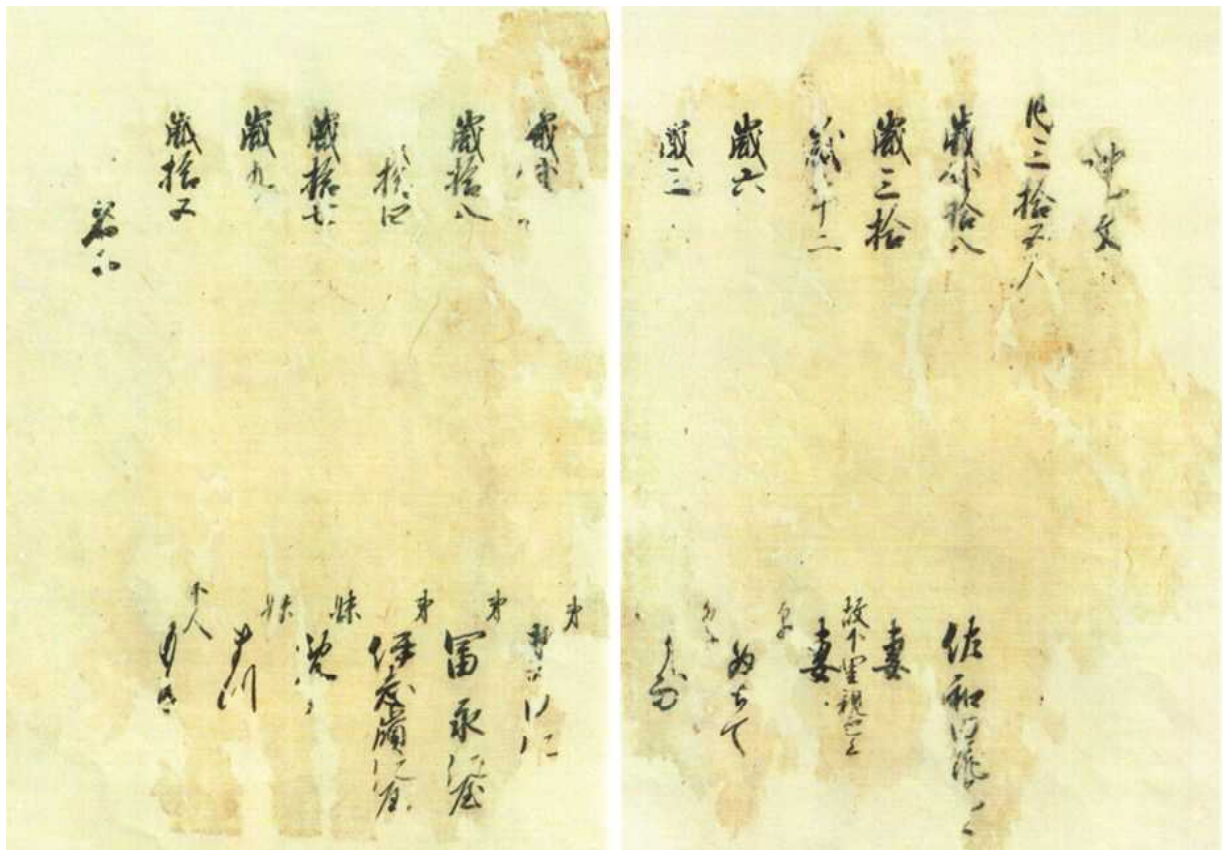
これに記載されている「当歳」の年齢を明治六年西から逆算して、十二支と西暦、和暦の生まれ年を算出し、それぞれの下段に書体を変えて表記した。「当歳」のか所が破損したりで不明な人は、算出することができなかったため、記載していない。年齢が朱書きで訂正されているところは、朱書きのとおり修正した。

①佐和田與人（筑登之）の家内人数面立証文

まず、一つ目の「面立証文」は、「佐和田筑登之」を筆頭とするものである。

証文

家内三拾五人

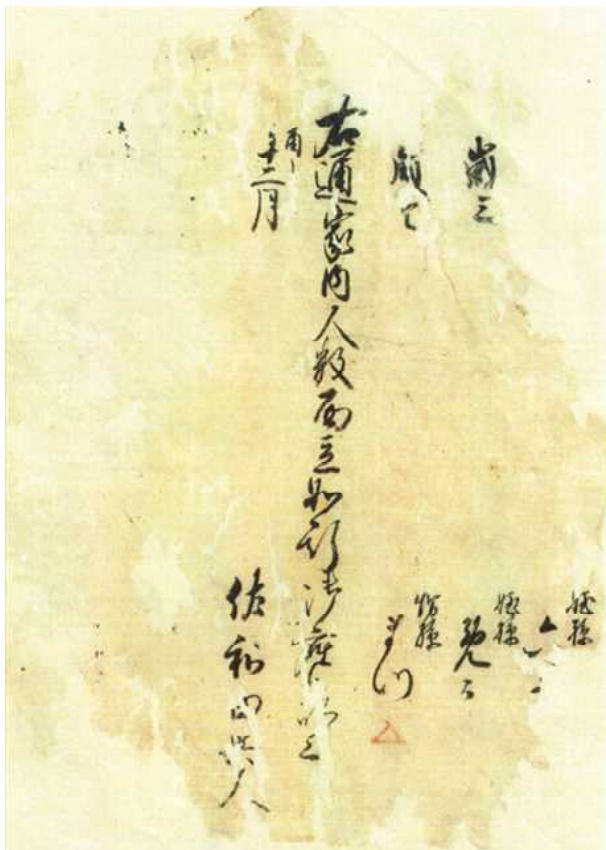


歳拾八	佐和田筑登之	午	一八四六	弘化三年生
歳三拾	妻	辰	一八四四	弘化元年生
	故下里親雲上			
歳五十二	妻	午	一八二二	文政五年生
歳六	男子	辰	一八六八	明治元年生
	ぬちて			
歳三	女子	未	一八七一	明治四年生
	かな			
歳貳拾	弟	寅	一八五四	安政七年生
	熱田仁屋			
歳拾八	弟	辰	一八五六	安政九年生
	富永仁屋			
歳拾四	弟	未	一八五九	安政十二年生
	伊志嶺仁屋			
歳拾七	妹	巳	一八五七	安政十年生
	めか			
歳九	妹	丑	一八六五	慶応元年生
	まつ			
歳拾五	下人	未	一八五九	安政十二年生
	もさ			
名子				
歳五拾七	男	丑	一八一七	文化十四年生
	まかね			
歳六拾貳	妻	申	一八二二	文化九年生
	かね			
歳六拾貳	妻	申	一八二二	文化九年生
	かねめか			



妻

歳三	歳三	歳三	歳六	(歳■)	歳拾	歳拾壹	歳拾貳	歳四拾六	歳六	歳拾貳	歳拾四	歳三拾	歳三拾貳	歳三拾八	
甥孫	甥孫	甥孫	甥孫	甥孫	甥孫	甥孫	従妹	従弟	従弟	女孫	男孫	男孫	二男	妻	男子
まつ	かま	やま	まとふかね	かま	かね	かまと	かまと	かまと	かまと	めか	かまと	かね	かま	たね	かまと
未	未	未	辰		子	亥	戌	子	辰	戌	申	辰	寅	申	
一八七一	一八七一	一八七一	一八六八		一八六四	一八六三	一八六二	一八二八	一八六八	一八六二	一八六〇	一八四四	一八四二	一八三六	
明治四年生	明治四年生	明治四年生	明治元年生		元治元年生	文久三年生	文久二年生	文政十一年生	明治元年生	文久二年生	万延元年生	弘化元年生	天保十三年生	天保七年生	



甥孫

歳拾六	姪孫	まぐひ	午	一八五八	安政十一年生
歳拾式	姪孫	まね	戌	一八六二	文久二年生
歳拾式	姪孫	かねめか	戌	一八六二	文久二年生
(歳■)	姪孫	(■)			
歳三	甥孫	めか	未	一八七一	明治四年生
歳壹	甥孫	まつ△(朱書)	酉	一八七三	明治六年生

右通家内人数面立如斯御座候以上

西

十二月 佐和田與人

右の「佐和田筑登之」の家内について見てみよう。

明治六年十二月の時点で「佐和田筑登之」または「佐和田與人」と称しているのが、『城辺町史資料2 家譜にみる宮古の役人』の中の「歴代村番所役人」から下地間切の佐和田村を見てみると、最後の佐和田與人は白川氏の大根間の十九世恵章が、同治十一（一八七二）年九月十四日に就任したと記されている<sup>16</sup>。

そこで『平良市史 第三巻 資料編1 前近代』に収録されている『白川氏系図家譜正統(写)「大根間」』（以下、「白川氏家譜」という。）の中から、十九世恵章が「佐和田與人」であるかを確認してみた。

十九世恵章 垣花仁也

童名武佐 道光二十六年丙午二月十五日生

父恵茂 佐和田目差

母屋真白川氏大浦與人恵芬六女也

室屋真白川氏伊良部首里大屋子恵敷二女也

道光二十四年甲辰十一月六日生

(中略)

同治十一年壬申九月十四日為佐和田與人

同治十一年壬申九月十四日に佐和田與人になっていることが確認できた<sup>17</sup>。同治十一年は明治五年であることから、明治六年の「面立証文」に記載されている「佐和田與人」は、この恵章に間違いなと思う。生年月日を確かめると、道光二十六（一八四六）年丙午二月十五日生とあり、和暦では弘化三年であり、「面立証文」の「歳式拾八」で、「午 一八四六 弘化三年生」と合致する。

「佐和田與人」には二歳上の兄がいたが、「白川氏家譜」に夭逝とあり幼少期に亡くなっている。次男ではあるが家督を継いでいる。次に、「佐和田筑登之」の左隣に「歳三拾」で名前のところに「妻」とだけ記載されている人物はだれであろう。妻とあることから、「正統家譜」で恵章の妻について見てみると、恵章の室の名前は「屋真」といい、白川氏伊良部首里大屋子恵敷の次女で、道光二十四（一八四四）年甲辰十一月六日生とある。和暦では弘化元年にあたる。これも「面立証文」合致する。

「佐和田筑登之」などのように、「筑登之座敷」以上の「黄八巻」「勢頭座敷」「座敷」の位を頂戴した者を「主」と称し、その妻も「主妻」と称して区分した。「主妻」である者は、「面立証文」や

「惣頭帳」等には、名前を記載せずに「妻」とのみ記載することになっていった。

その左隣の「歳五拾式」で「故下里親雲上妻」と記された人物は、肩書きに「故下里親雲上」と記されていることから、夫が「親雲上」位にある「主妻」であるので、名前は記されていない。すでに夫が故人で寡婦であるときは、肩書きに続柄を表示することになっている。では、この「下里親雲上」の「妻」はだれであろう。年齢から算出した生年の午一八二二年の文政五年と、「白川氏家譜」の恵章の母で、父恵茂の室の白川氏大浦與人恵芬六女の屋真と照合してみると、生年月日が道光二（一八二二）年壬午二月九日であり、合致する。

では、父恵茂は「下里親雲上」であったのかを調べてみたが、同治三（一八六四）年甲子九月十日に「塩川與人」になって、二年後の同治五（一八六六）年丙寅七月十七日に死去している。死去するまでの間に「下里親雲上」となったかは不明である。

「歳六」で「男子ぬちて」（辰 一八六八 明治元年生）は、十世佐和田筑登之恵章の長男恵繁である。童名が「能知伝（ぬちて）」で、同治七（一八六八）年戊辰五月二十五日生である。まだ、片髪を結っていないので、童名で記録されている。

「歳三」で「女子かな」（未 一八七一 明治四年生）は、佐和田筑登之恵章の長女嘉那（かな）で、同治十（一八七一）年辛未十月十一日生である。

ここまで見てみると、主である「佐和田筑登之」を筆頭に、妻、母、長男、長女の順で記載されている。この家族は子供が男女共一人ずつであったことと、生年順が長男、長女の順であったのでこのような順序になっているが、男子が複数人いて、女子も複数

人いる場合は、まずは男子の複数人を表記してから、女子の複数人をそれぞれ生年順に表記する。男子に妻がいる場合は、男子の左隣に妻を記載することになっている。

次の五人は、「佐和田筑登之」の弟三人と妹二人である。

「歳式拾」の「弟熱田仁屋」（寅 一八五四 安政七年生）を「正統家譜」で見ると、五男の恵公熱田尔也が、咸豊四（一八五四）年甲寅十一月十七日生とある。

恵公の二歳上に四男の恵守が、咸豊二（一八五二）年壬子十一月九日に生まれたが、夭亡と記載されているので、幼少期に死去したということである。

さらに二歳上に三男の武佐は、道光三十（一八五〇）年庚寅十月六日に生まれて、同治元（一八六二）年壬戌十二月十八日に片髪を結び、名乗りを恵易と改め、高原仁也と称したが確認できる。明治六年には二十四歳になっているので、妻を娶り分家して、別

の家内を形成していたのではないかと考える。

「歳拾八」の「弟富永仁屋」（辰 一八五六 安政九年生）は、六男の恵令富永仁也で咸豊六（一八五六）年丙辰七月八日生とある。

「歳拾四」の「弟伊志嶺仁屋」（未 一八五九 安政十二年生）は、七男の恵堯伊志嶺尔也で咸豊九（一八五九）年己未十二月二十七日生とある。

「歳拾七」の「妹めか」（巳 一八五七 安政十年生）は、次女の免嘉で咸豊七（一八五七）年丁巳十月十三日に生まれている。

「歳九」の「妹まつ」（丑 一八六五 慶応元年生）は、三女の松で同治四（一八六五）年乙丑八月三十日に生まれている。

「佐和田與人」には、道光二十八（一八四八）年戊申十一月十一日に生まれた二歳下の妹「亀」がいたが、夭亡と記録されてい

るので、この人も幼少期に亡くなったものと考ええる。

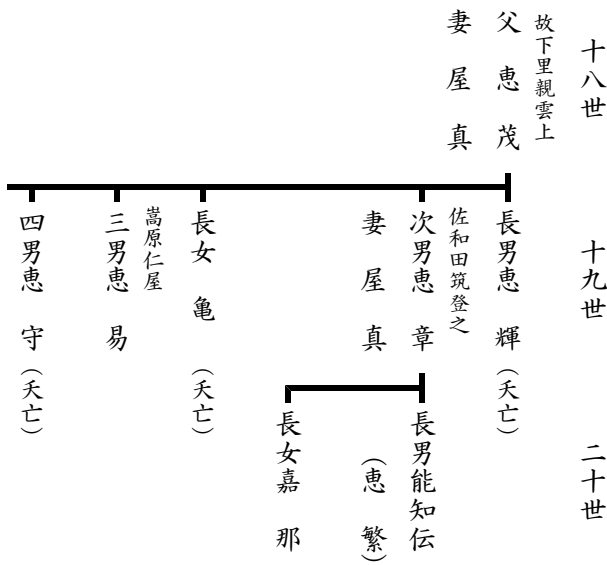
女子の名前は、「系図家譜」では漢字で表記されるが、「面立証文」や「惣頭物成帳」「頭数帳」では「ひらがな」で記録されている。

最後に「歳拾五」の「下人もさ」（未 一八五九 安政十二年生）

が記録されているが、「下人」とあることから「佐和田与人」の親族ではないと思われるので、「家譜」には当然のことながら記録はない。

「佐和田與人」恵章は、白川氏正統の十九世で、在所が「大根間（ウブニーマ）」とあることから、砂川間切西里村字根間に屋敷があったと考えられることから、検索してみると前の宮古島市役所の南側に「白川氏家譜正統」の継承者である泰川恵徹さん家があった。

「佐和田與人」恵章の親族の簡単な家系図を、「白川氏家譜正統」と「面立証文」から作成してみると、次のようになる。



熱田仁屋

五男 恵 公

富永仁屋

六男 恵 令

次女 免 嘉

伊志嶺仁屋

七男 恵 堯

三女 松

下人の後に「名子」二四人が記録されている。名子は無系の者であると思われるので、ここに記録された年齢と名前（童名）では、詳細を確認することはできない。

「名子」は、「歳五拾七」の「男まかね」と「歳六拾式」の「妻かね」の夫婦に、「歳三拾八」の「男子かまと」と「歳三拾」の「二男かま」の二人の男子がいて、「男子かまと」は「歳三拾式」の「妻たね」を娶り、「歳拾四」の「男孫かね」、「歳拾四」の「男孫かまと」、それに「歳六」の「女孫めか」の三人の子をもうけていたものと思われる。

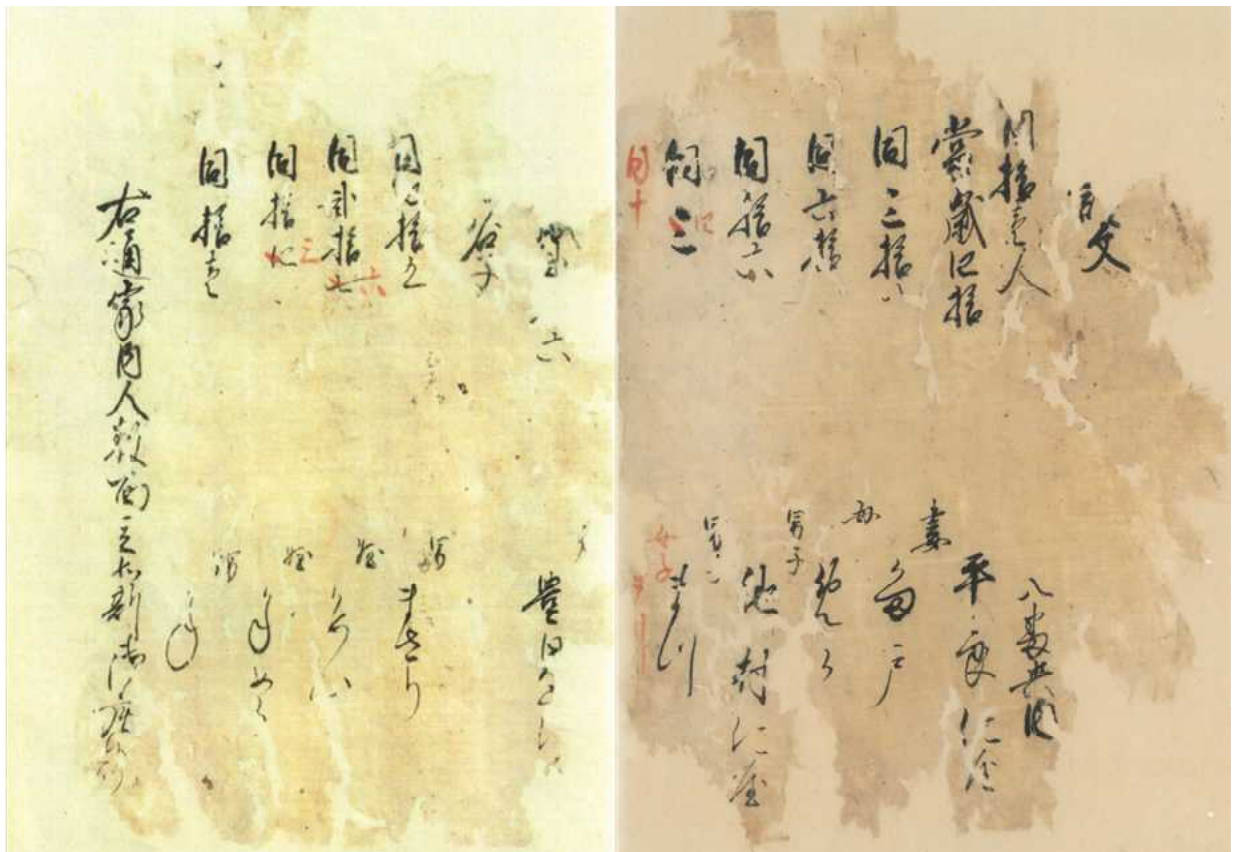
「歳六拾式」の「かねめか」は、続柄のところが破損して読めない。「男まかね」との関係が不明である。この位置には兄弟や姉妹は記さないので、兄弟や姉妹ではないと思われる。

「佐和田筑登之」は、「與人」として、二四人の「名子」を抱えていた。「男まかね」の妻や子、孫以外に、「従弟」が二人、「従妹」が一人、「甥孫」が六人、「姪孫」が五人、最後にこの年に生まれた「甥孫」が一人が追加されている。

②八番與内の平良仁屋の家人人数面立証文

二つ目の「面立証文」は、「八番與内」の「平良仁屋」を筆頭とするものである。

証文	家内拾壱人	八番與内
當歳四拾	平良仁屋	午 一八三四 天保五年生
同三拾	かまと	辰 一八四四 弘化元年生
同六拾	めか	戌 一八二四 文化十一年生
同拾六 (四朱書)	池村仁屋	午 一八五八 安政五年生
同十 (朱書)	まつ	午 一八七〇 明治三年生
同式拾六	まつ (朱書)	子 一八六四 元治元年生
同式拾六	弟 豊見山仁屋	申 一八四八 嘉永元年生
名子	男 まさり	酉 一八二五 文政八年生
同四拾九	姪 かもひ	申 一八四八 嘉永元年生
同式拾六		



同拾三 姪 かねめか 西 一八六一 文久元年生

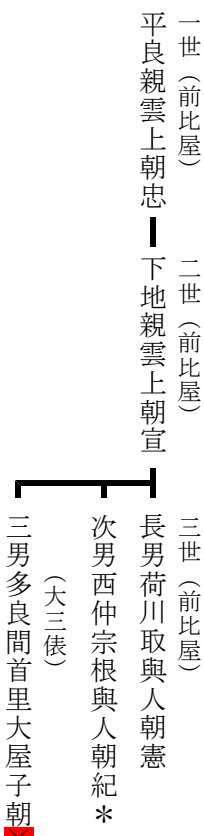
同拾壹 甥 かね 亥 一八六三 文久三年生

右通家内人数面立如斯御座候以上

(酉) (八番與内) 平良仁屋) (十二月

右の「平良仁屋」の家内について見てみよう。

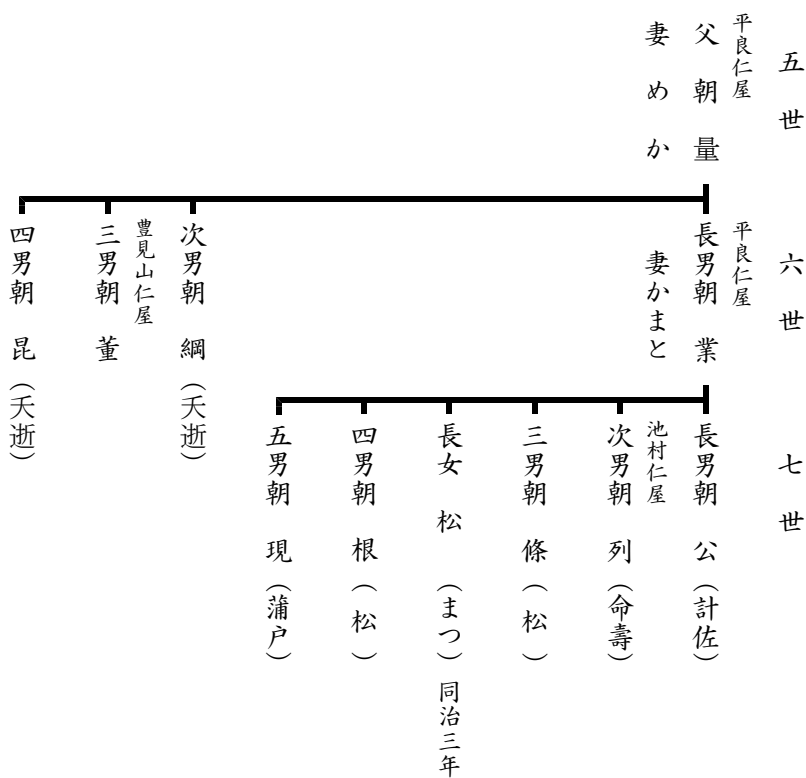
①の「佐和田筑登之」と同様に『平良市史』に収録された「系図家譜」を検索してみた。すると『平良市史 第八巻 資料編6 (考古・人物・補遺)』に、一世の朝忠平良親雲上が「元祖尚氏浦添王子朝満長子浦添王子朝喬尚氏三司官浦添親方朝師二男与那城親雲上朝牧長子三司官北谷親方朝暢二男内間親方朝乗当島謫居之時生産之子共出也」とする『向裔氏系図家譜正統』(以下、「向裔氏家譜」という。)の六世平良仁也朝業の家族であることを確認することができた。ちなみに、一世朝忠から六世朝業までをたどって見ると、次のとおりである。



四世 \*長子砂川仁屋朝興 | 五世 次男平良仁也朝量 | 六世 長子平良仁也朝業

長男荷川取與人朝憲と次男西仲宗根與人朝紀の在所は砂川間切西里村字前比屋であり、三男多良間首里大屋子朝副の在所は砂川間切下里村字大三俵である。

「平良仁屋」朝業の家族を「向裔氏家譜」と「面立証文」から、簡単な家系図を作成してみると、次のようになる。



「當歳四拾」の「平良仁屋」(午 一八三四 天保五年生)は、道光十四(一八三四)年甲午十月八日生まれの六世平良仁也朝業

である。道光二十七年（一八四七）年丁未十一月二十三日片髪を結って、平良仁屋と称するようになった。

「同三拾」の「妻かまと」（辰 一八四四 弘化元年生）は、朝業の妻であるが、「向裔氏家譜」には道光十六（一八三六）年丙申（月日不明）生まれの忠導氏下地也玄護の長女免嘉とあり、「面立証文」とは異なる。免嘉が死去し、後添えに「かまと」を娶ったのではないだろうか。

「同六拾」の「母めか」（戌 一八一四 文化十一年生）は朝業の母で、父平良也朝量の室の紀錄に宮金氏平良也寛式の長女「免嘉奴佐（めぐんさ）」とある。嘉慶十九（一八一四）年甲戌正月八日の生まれである。「めぐんさ」を「めか」としている。

「向裔氏家譜」の紀錄には、六世朝業の子供たちについての記載はなく、系図に右から朝現（蒲戸）・女子（松）母免嘉忠導氏下地也玄護長女也／同治三年甲子四月朔日生・朝公（計佐）・朝列（命壽）・朝條（松）・朝根（松）とあるだけである。

「同拾六」の「男子池村仁屋」（午 一八五八 安政五年生）は、次男の童名命壽・名乗朝列に比定した。

朱書の「同十」の「女子まつ」（子 一八六四 元治元年生）は、同治三（一八六四）年甲子四月朔日生まれの長女松である。

「同四」の「男子まつ」（午 一八七〇 明治三年生）は、三男朝條と四男朝根の童名が同じ松であるが、長女松より年下の四男朝根に比定した。

「同式拾六」の「弟豊見山仁屋」（申 一八四八 嘉永元年生）は、朝業の弟で、父朝量の三男である。道光二十八（一八四八）年戊申正月元日の生まれで、咸豊十一（一八六一）年辛酉二月十三日に片髪を結って豊見山仁也と称するようになった。

「名子」は四人で、「當歳四拾九」の「男まさり」に、二人の姪と一人の甥の「同式拾六」の「姪かめひ」、「同拾三」の「姪かねめか」、「同拾壺」の「甥かね」である。

③十二番與内の古堅にやの家内人数面立証文

三つ目の「面立証文」は、「十二番與内」の「古堅にや」を筆頭とするものである。

証文

家内（二十二名） （十二番與内）

當歳三十八	古堅にや	申	一八三六	天保七年生
同四十五	母故長間親雲上妻	丑	一八二九	文政十二年生
同四十一	妹 かな	巳	一八三三	天保四年生
同六	甥 まつ	辰	一八六八	明治元年生
同十四	姪 めかんさ	申	一八六〇	万延元年生
同	女子 かな			
同一	女子 かな	酉	一八七三	明治六年生
同十	従甥 やま	子	一八六四	元治元年生

同十三	従姪	めか	酉	一八六一	文久元年生
名子					
同六十五	男	かま	巳	一八〇九	文化六年生
同三十一	男子	やま	卯	一八四三	天保十四年生
同二十九	二男	せん	巳	一八四五	弘化二年生
同十九	女子	まつ	卯	一八五五	安政八年生
同十九	女子	かまとめか	卯	一八五五	安政八年生
同二十七	従弟	かま	未	一八四七	弘化四年生
同二十二	従弟	かね	子	一八五二	嘉永五年生
同十五	従弟	かね	未	一八五九	安政十二年生
同十一	甥	まつ	亥	一八六三	文久三年生
同十一	従甥	よひし	亥	一八六三	文久三年生
同八	従甥	まふし	寅	一八六六	慶応二年生
同八	従姪	かねめか	寅	一八六六	慶応二年生

同巻

甥孫

かま

酉 一八七三

明治六年生

右通家内人数面立如斯御座候以上

酉

十二番與内

十二月

古堅にや

右の「古堅にや」の家内について見てみよう。

「古堅にや」は「当歳三十八」であるのに対し、左の「母故長間親雲上妻」は「当歳四十五」である。「古堅にや」の父は「長間親雲上」と称していたが既に故人となつてゐる。「古堅にや」と母とは七歳の差しかないのが、父の後妻であろうか。夫が親雲上の位にあつたので、妻は童名を記さず単に「妻」と記すだけである。父が「長間親雲上」の位階を頂戴してゐたことからして、「古堅にや」は「系持」であると考へていいのではないだろうか。

「当歳四十一」の「妹かな」とあるが、「古堅にや」より三歳も年上であり、「姉」の間違ひであろうか。「当歳十四」の「姪めかんさ」と「当歳六」の「甥まつ」は、「姉かな」の子どもであろうか。夫と離縁か、死別により、弟である「古堅にや」の家内に、女子と男子を連れて記録されたのであろう。「古堅にや」は妻の記録がないが若い「女子」が二人に、「従姪」と「従甥」も記されている。

名子として、「当歳六十五」の「男かま」の家族十二人も抱えて、家内は二十二人である。

①から④の「面立証文」には、四家内の八八人(三五人・一人・二人・二〇人)の「当歳(この時点での年齢)」が記されているが、この中で最高齢は文化六・嘉慶十四(一八〇九)年生まれた

③の十二番與内の古堅にやの名子、「歳六十五」の「男かま」である。

④西里村川上はらの平良にやの家内人数面立証文

四つ目の「面立証文」は、「西里村川上はら」の「平良にや」を筆頭とするものである。

(証文)

(家内) 二十人 西里村(川上はら)

當歳二十八	平良にや	午 一八四六	弘化三年生
當歳二十六	妻 やま	申 一八四八	嘉永元年生
當歳五十四	叔母故伊舎堂筑登之妻	辰 一八二〇	文政三年生
當歳六	男子 もさ	辰 一八六八	明治元年生
當歳一	女子 めか	酉 一八七三	明治六年生
當歳三十四	(従兄) 伊舎堂にや	子 一八四〇	天保十一年生
(當歳 ■■)	従甥 かな		
當歳六十四	女子 かな	午 一八一〇	文化七年生

當歳二十七	女子 とかめか	未 一八四八	弘化四年生
當歳六十二	妹 かね	申 一八一二	文化九年生
當歳四十六	従弟 かね	子 一八二八	文政十一年生
當歳三十九	従姪 かねめか	未 一八三五	天保六年生
當歳 ■■	■ ■ はり		
當歳十	従姪孫 かまと	子 一八六四	元治元年生
當歳八	従姪孫 かまと	寅 一八六六	慶応二年生
當歳四	従姪孫 まつ	午 一八七〇	明治三年生
當歳一	従甥孫 かま	酉 一八七三	明治六年生
當歳一	従甥孫 かね	酉 一八七三	明治六年生
當歳一	■ ■ (かねめか)	酉 一八七三	明治六年生
(當歳 ■■)	従姪孫 やま		

右通家内人数面立如斯御座候以上

酉 十二月 西里村川上はら 平良にや

右の「平良にや」の家内について見てみよう。

当主である「当歳二十八」の「平良にや」に「当歳二十六」の「妻やま」、「当歳六」の「男子もさ」と「当歳一」の「女子めか」、それに「叔母」で「当歳五十四」の「故伊舎堂筑登之妻」、「当歳三十四」の「従兄伊舎堂にや」、「当歳（不詳）」の「従甥かな」の七人の家族である。そして、「当歳六十四」の「女かな」を筆頭に、「当歳二十七」の「女子とかめか」、「当歳六十二」の「妹かね」、「当歳四十六」の「従弟かね」、「当歳三十九」の「従姪かねめか」に、「従姪孫」や「従甥孫」ら合わせた十三人の名子で、合計で二十人の家内である。叔父の「故伊舎堂筑登之」や「従兄伊舎堂にや」の名前を「伊舎堂」の名を見ていると、「平良にや」も系持に思えてならない。

この「面立証文」について、はじめにで仮に『明治六年西十二月宮古島家内人数面立証文』としたと記した。

この「面立証文」は、わずかに四家内のものしか残っていないが、①の佐和田與人（筑登之）恵章の家内の在所は砂川間切西里村字根間で、②の平良仁屋朝業の家内の在所は同村字前比屋であり、④の平良にやの在所は同村西里村川上はらである。③の古堅にやの家内には村名の記載がなく、単に十二番與内とだけであるが、①②④とともに反故紙となっていることからすると西里村ではないかと思われる。これらが西里村の「面立証文」の綴りの一部であったとするならば、「平良仁屋」は西里村の「八番與内」で、「古堅にや」は「十二番與内」であったということになる。

それぞれの奥書に「右通家内人数面立如斯御座候、以上 西十二月」とあることから、前掲の明治七年の戊二月六日付けで人別改所から諸間切諸島惣地頭宛に送られた久米島の「覚」に基づいて、前年の西年二月朔日から十二月十四日まで生まれた新生児

も含めた人別改（戸籍調査）を行い、提出された「明治六年西十二月砂川間切西里村家内人数面立証文」の一部であると考える。

この四家内の「面立証文」は、これに基づき「宮古島砂川間切西里村戸籍総計表」が調製され、その役目を終えて反故紙とされたのを、『独逸商船救難并建碑顛末』の表紙の厚みだしに使用された考える。

多良間島の明治十年の『多良間島塩川村丑年惣頭物成帳』は、壱番與から拾九番與までは系持の五人與、貳拾番與から四拾壱番與までは無系の五人與として区分して綴られている。

また、明治二十二年の『多良間島仲筋村丑年惣頭物成帳』は、壱番與から貳拾壱番與までは系持の五人與、貳拾貳番與から三拾五番與までは無系の五人與として、同様に区分して綴られている。

ここ宮古島の砂川間切の西里村も同様に、「平良仁屋」は系持の「八番與内」の五人與に、「古堅にや」も系持の「十二番與内」の五人與として綴られていたのかも知れない。

五人與の組み合わせは宗門手札改のごとに、そのときの状況に応じて変更されているので、明治六年時点での與番であり、これより前も同じ與番であったかは不明である。

④の「西里村川上はら」の「平良にや」は、同じ西原村ではあるが、後の添村のように少し離れたところに居住していたため、何番與に属さず、「川上はら」と称されるところの在所に居住している者として、記録されたのかも知れない。

#### 四 八重山島石垣間切石垣村の『頭数帳』

— 明治六年十二月十四日付け「戸籍総計表」 —

明治六年十二月癸酉には、八重山島でも宮古島と同様に、それぞれの戸主から家内の人数分の名前・続柄それに年齢を記した「面立証文」を八重山島蔵元に提出させ、これを基に明治六年十二月十四日付けの「戸籍総計表」を、各村ごとに『頭数帳』として調製したものと考えられる。

現在、石垣市立八重山博物館が所蔵する石垣村の『頭数帳』がそれである。「戸籍総計表」とはあるが、同四年四月四日に制定された「戸籍法」に基づく「戸籍書式」での編製ではなく、むしろ沖繩本島の一與ごとに編製された「人数改帳」の五人與を一村ごとにとまとめたものようであり、「戸籍法」の集計の仕方では調製したように思われる。

この『頭数帳』は、五戸内を一與とする五人與ごとに、戸内の人数をはじめとして、戸主から順に家族（名子の家族も含む。）の年齢、名前、戸主との続柄等が記されている。た五人與が、五十與（ただし、五十五番の與は、六戸で五人與を構成する。）、戸数二百七十六軒、人員総計一、三八六人（内、男六一九人、女七六七人）について、明治六（一八七三）年十二月十四日付けでまとめた八重山島石垣間切石垣村の「戸籍総計表」である。

「戸籍総計表」は毎年編製されるものではなく、「戸籍法」によれば、六か年目をもって改めことになってはいるが、その間の出生・死去・出入等はその時々戸長へ届け出て、戸長はその戸へ届け出、その戸において人員の増減等を「本書」へ加除し、毎年十一月に「戸籍表」を改め、十二月中に太政官に提出する事になっていた。

しかしながら、六か年目に戸籍改をすることは、明治六年七月八日付けの太政官第二百四十二号で、追って違があるまでは施行

しないとされ、同十九年十月十六日の内務省令第二十二号「戸籍取扱手続」及び同省訓令第二十号「戸籍登記書式等」が制定されるまでは、改製されることはなかったものと考えられる。

明治六年十二月に調製された『頭数帳』は、いつまで用いられたのであろうか。年齢の上に記された死亡年の干支を見ると、明治十二（一八七九）年の卯年まで使われていたことがわかる。そして、琉球藩を廃され沖繩県が置かれた後の明治十三年に、改めて戸籍法に基づく「壬申戸籍」を番地順に編製するため、五人與ごとに編製された『頭数帳』の各戸主のところに、初めての番地を記した紙が貼られている。

現存する石垣村士族の「系図家譜」との照合をさらに進めていく中で、①五人與の構成、②戸内の家族の構成、③石垣村の年齢構成、④男の名前（名乗・童名）、女の名前、官員の名称、人々の名前の表記についてなど、いろいろな面での分析が可能となる。

左は『頭数帳』の冒頭の「老番」與の五人與である。戸内の上部にある①から⑤は、『頭数帳』には記されていないが、筆者の方で五人與の順番を示すために付したものである。

一番與の與頭に石垣間切の頭である石垣親雲上、二番與の與頭に首里大屋子の波照間親雲上というぐあいに、與頭には蔵元の役人らが充てられた。これには生年月日は記されず、人数改帳と同様の当歳で年齢が記され、個人名も男は親雲上、筑登之親雲上、筑登之や「にや」の大名で表記され、敬髪を結う前はひらがなで「たる」などの童名で表記されている。

#### 戸籍総計表

#### 石垣村

壹番

① 戸内八人 『八十壹番地』 五人與

当歳五拾貳 石垣親雲上

当歳四拾九 妻

男子若文字

御免 当歳貳拾五 石垣にや

妻

右同 当歳貳拾五 なひま

二男

御免 当歳貳拾 大浜にや

女子

当歳拾八 いかひ

二女

当歳拾六 おなりもい

親類男

当歳三 かまと

② 戸内六人 『九十』

御免 当歳三拾八 故黒島首里大屋子嫡子 玉代勢にや

妻

当歳四拾 まわつ

母

当歳七拾三 いかひま

男子

当歳四 たる

二男

当歳壹 つる十

迦り 当歳四拾六 姉 むたる

③ 戸内五人 『五十九番地』

故諸見里にや嫡子

当歳三拾三 諸見里にや

妻

当歳貳拾五 こやま

母

当歳六拾壹 おなひと

弟

当歳貳拾九 諸見里にや

弟

当歳貳拾五 諸見里にや

④ 戸内三人

故石垣筑登之嫡子

当歳貳拾壹 石垣にや

母

当歳五拾五 かまと

姉

当歳貳拾七 おもいかね

⑤ 戸内拾四人 大浜や 『二百十壹番地』

寅死 当歳六拾九 大浜筑登之親雲上

当歳七拾貳 妻

男子

御免 当歳四拾三 大浜筑登之

右同 当歳三拾八

妻

女子

当歳三拾貳

まつる

男孫

当歳貳拾

つる

妻

当歳拾七

こやま

男孫

当歳拾壹

やまた

男孫

当歳五

つる

男孫

当歳壹

かな

女孫

当歳拾三

まいつ

女孫

当歳八

まんたる

女孫

当歳四

おなひと

姪孫

当歳三

おなり

戸数五軒 家持

平民戸主男五人

同上家族三拾壹人

合計三拾六人

合計内

男拾七人  
女拾九人

上之人員総計三拾六人

内

男合数拾七人内 官員壹人  
農拾六人

拾四以下六人 拾五以上貳人 貳拾壹以上六人 四拾以上貳人

六拾以上壹人

女合数拾九人 農

拾四以下四人 拾五以上八人 四拾以上七人

上之人員総計之内 出生男貳人

(中略)

最後の総計を見てみよう。

戸数貳百七拾六軒

平民戸主

男貳百五拾九人  
女拾七人

同上家族千百拾人

合計千三百八拾六人 合計内

男六百拾七人  
女七百六拾九人

上之人員総計千三百八拾六人

内

官員 貳拾壹人

男合数六百拾七人

内

農 五百九拾貳人

工 三人  
雇人 壹人

拾四以下貳百三拾壹人 拾五以上六拾壹人

貳拾壹以上百七拾貳人 四拾以上百貳拾六人 六拾以上貳拾壹人

女合数七百六拾九人 内 農 七百六拾七人  
雇人 貳人

拾四以下貳百三拾人 拾五以上貳百八拾七人

四拾以上貳拾五七人 八拾以上六人

上之人員總計之内 出生六人

人員總計之外 死亡貳拾人

右之通相違無之候

明治六年十二月十四日

宮良親雲上

末尾に人員の總計が記録されている。いたるところに誤りがあるが、ここではそのままとした。

この『頭数帳』は、前述した明治七(一八七四)年甲戌二月六日付けの「覚」に基づいて、石垣村の明治六年二月一日から十二月十四日まで生まれた新生児まで集計して調製したものである。八重山島蔵元では、八重山島の三間切四九か村の分をまとめて、明治六年十二月十四日付けで藩庁の人別改所へ提出したものと思われる。

琉球藩ではこれを人別改奉行名で、明治六年癸酉二月二十六日付けの『琉球戸籍總計』として、政府に提出した。

左の八重山島の分の合計である<sup>19)</sup>。

八重山島

- 石垣村 新川村 名蔵村 登野城村 大川村
- 大浜村 平得村 宮良村 真栄里村 白保村
- 桃里村 伊原間村 船越村 安良村 平久保村
- 野底村 椏海村 川平村 仲筋村 崎枝村
- 屋良部村 竹富村 小浜村 黒島村 保里村

四十九ヶ村 上地村 下地村 三離村 大枝村 平西村

高那村 与那良村 鳩間村 浦内村 多柄村

干立村 祖納村 成屋村 舟浮村 崎山村

網取村 鹿川村 崎枝村 南風見村 波照間村

平田村 宗納村 島仲村 鬚川村

戸数 二千四百四十八軒 家持

寺 一

僧 一人 同弟子 二人 男

平民 二千四百四十八人 同家族 九千二百五十三人

内 男 五千三百八十五人  
女 六千三百十六人

人員總計 一万千七百四人

内

男 五千三百八十八

十四以下 千七百十六人 十五以上 四百四十六人

二十以上 千七百八十人 四十以上 千百三人

六十以上 三百七人 八十以上 三十六人

女 六千三百十六人

十四以下 千八百六十五人 十五以上 二千四百七十三人

四十以上 千九百三人 八十以上 七十五人

内 内廢疾 男 十人 流刑 男 三十人  
女 三人 女 三人

右之通相違無之候

癸酉二月二十六日

人別改奉行

今帰仁王子  
浦添按司  
津嘉山親方

五 沖縄県の設置と明治十三年の「壬申戸籍」の編製

明治十二年四月四日には、琉球藩が廃され、新たに沖縄県が設置された。各村ごとに屋敷の番地を設定し、同十三年十月三十日をめどに「明治五年式戸籍」が編製された。

石垣市登野城の豊川家文書の中の「家訓哥語」の裏文書に、石垣間切名蔵村、桴海村、宮良間切盛山村、桃里村の「壬申戸籍」と思われるものの一部と「明治十二年宮良間切鳩間村戸籍簿」と書かれた戸籍簿の表紙と思われるものが、紙背文書として残されている<sup>20</sup>。

明治十九年には戸籍法が改正され、現在除籍簿で見ることのできる「明治十九年式戸籍」に改製された。

左は「宮良間切盛山村戸籍」の一部と思われるものである。

また、明治十五年三月から五月の間に編成されたと思われる「与那国戸籍簿」と思われるのも別の家で確認されている。

宮良間切盛山村戸籍

(第一丁)

壹番屋敷居住平民

父奥間次良亡長男  
奥間 松  
嘉永元年十月九日生  
當三十式歳

母

文政三年九月九日生  
當六十歳

ホチイ

白保村五十三番地平民東世持喜佐長女 妻  
タマヤ

嘉永三年三月五日生  
當三十歳

弟

奥間 真勢

文久三年八月三日生  
當拾七歳

合四人内  
男式人  
女式人

式番屋敷居住士族

父宮良方茂亡二男

石垣 方章

天保六年七月廿九日生  
當四十五歳

妻

登野城村百十五番地士族西表直布姪

マハツ

(第二丁)

長男

天保十四年八月十六日生  
當三十七歳

石垣 方次

慶応二年四月八日生

當拾四歳

長女

イカヒ

明治元年十二月十九日生

當拾貳歳

次女

マンタル

明治三年三月十三日生

當拾歳

合五人内  
男貳人  
女三人

## おわりに

以前に石垣村の『頭数帳』や現在進行中の多良間島の「惣頭物成帳」の分析で、系持であれば、「系図家譜」と照合することでき、個人を特定することができることを確認した。この「面立証文」も、かつて分析することができなかったが、城辺町教育委員会が平成十(一九九八)年に発行した『城辺町史資料2 家譜にみる宮古の役人』で「佐和田與人」が白川氏の十九世佐和田與人忠章であることを確認し、『平良市史 第三巻資料編1 前近代』で、「佐和田與人」の家内を特定することができた。

そして、明治六年十二月に各地でこのような「面立証文」を村ごとに提出させ、これを基に「戸籍総計表」としての八重山の『頭数帳』や多良間島の「惣頭帳」が編製され、琉球藩の人別改所に届けられ、『琉球藩戸籍総計』が編製されたという流れを確認することができた。

改めて近世の戸籍制度から近代の戸籍制度への変遷を概観してみると、近世の宗門手札改によって作成された禅宗などの宗旨のある「人数改帳」から、明治三年の午年には宗旨を除いた「人別改帳」が作成され、そして明治六年には今回の「面立証文」を提出させて、「戸籍総計表」としてまとめた。その「戸籍総計表」が石垣市に残る八重山島石垣間切石垣村の『頭数帳』である。本来ならば、「壬申戸籍」を作成するべきであるが、旧来の五人與による「人数改帳」の形式で作成された。

「戸籍総計表」は六年後には、改製されることになっていた。しかしながら、明治十二年には、琉球藩が廃され、沖縄県が設置されたことにより、旧藩首脳部をはじめ地方の間切役人にいたる旧藩支配層の行政事務放棄という抵抗にあい、戸籍の編製が進まなかった。明治政府や沖縄県庁では、抵抗する旧衆官や間切役人らを警察署などに拘留し、拷問を加えるなどの強攻策に出て、新県の命に服するようにさせた。これによって、地方行政は明治十二年九月ごろから機能するようになった。

そして、ようやく明治五年の「壬申戸籍」の様式による戸籍が、明治十三年十月ごろまでに明治十二年の戸籍が編成された。

今回の報告の中心である『明治六年酉年十二月宮古島砂川間切西里村家内人数面立証文』が確認されたことによって、明治六年の『頭数帳』の作成過程が見えたことは、大変重要なことであると思う。

この『明治六年酉年十二月宮古島砂川間切西里村家内人数面立証文』も、『独逸商船救難并建碑顛末』が修復されたことに伴い、このように利用することができた。宮島市伊良部字国仲の伊佐家が所蔵する文書の「人別関係断簡」も修復されることを切に希望するものである。

今後とも、このような戸籍関連資料に関心をもって資料収集を行うことによつて、さらに詳細な戸籍編製の実態を明らかにしていきたい。

本稿をまとめるにあたり、本「面立証文」を所蔵している宮古島市総合博物館、「面立証文」を分離し、画像データを提供していただいた当時の学芸員小緑祐子さんをはじめ、宮古島市史編さん委員会委員の長濱幸男さん、宮古島市史編さん事務局の新垣則子さん、佐藤宣子さん、那覇市歴史博物館のみなさんにお世話になった。宮古島の歴史事情に詳しい平良勝保さんからもご教示いただいたことを記して感謝申し上げる。

注

- 1 『宮古島市総合博物館収蔵資料目録―歴史資料編―』二〇一四年 宮古島市総合博物館 一三頁 H3一10「独乙商船救難並建碑顛末書」、二九頁 H4―126「証文綴り」いずれも二〇一三年登録 修復済
- 2 金城 善「近世琉球における戸籍制度の一端―宗門手札改と『人数改帳』、そして人別改と『頭数帳』について―」国立歴史民俗博物館比嘉政夫教授退官記念論集『琉球・アジアの民俗と歴史』二〇〇二年 榕樹書林 四六五頁。このときは、実施回数を三〇回としたが、その後の調査で一八〇八・文化五・嘉慶十三年に第二三回が実施されていることを確認したので、二〇二四年一月二十五日に多良間村と同二十六日に宮古島市で行われた沖繩振興特別水深交付金活用 多良間村自然文化継承事業 多良間村郷 土資料整理活用業務 令和五年度報告会 古文書に学ぶ島の歴史、繋ぐ未来」で、「報告『惣頭物成帳』に見る明治十年と同二十二年の多良間の人々」で、「表 琉球における宗門手札改の回数とその後の動き」のとおり三一回に訂正し、その後の動きを加えた。

3 伊是名牛助著『伊江島考察史 第一分冊 影印・翻刻分・現代語訳編』、

二〇二二年 伊江村史編集委員会

- 4 金城 善『本琉球内久米仲里間切(真謝村)人数改帳』について『久米島自然文化センター紀要』創刊号二〇〇一年 久米島自然文化センター 八〇頁
- 金城 善『本琉球内久米仲里間切人数改帳』の「大文字比嘉にや」らとその家族『久米島博物館紀要』第十九号 二〇一九年 久米島博物館 六五頁
- 5 「本琉球内大宜味間切城村人数改帳」『大宜味村史 資料編』一九七八年 大宜味村役場 一九六頁
- 6 「多良間島塩川村五年惣頭帳」『多良間村史 資料編1 王国時代の記録』一九八六年 多良間村 四九八頁
- 7 「多良間島仲筋村子年惣頭」右同 五五四頁
- 8 新城敏男「近世期八重山の村と役人」『地方史研究』第三五巻四号 一九八五年 地方史研究協議会 五〇頁
- 金城 善「八重山島石垣間切南風見村の宗門手札改関連断簡」『琉球沖繩歴史』創刊号 二〇一九年 九四頁
- 9 私は、沖縄大学の田里修教授を研究代表者とする平成13―16年度の日本学術振興会科学研究補助金基盤研究(A)「沖繩における近代法の形成と現代における法的諸問題」、平成十七年度から二十年度の同補助金基盤研究(A)「沖繩近代法の形成と展開―沖繩の特殊性と普遍性」、さらに平成二十一年度から二十四年度の同補助金基盤研究(A)「沖繩近代法の構造と歴史的展開」において、八重山島石垣間切石垣村の『頭数帳』(明治六年十二月十四日付け「戸籍総計表」)の翻刻と分析を行ってきた。
- 「八重山島石垣間切石垣村の『頭数帳』―明治六年十二月十四日付け「戸籍総計表」は、石垣市字石垣の喜舎場英勝家で保管されていた文書群の中にあったもので、後に近代法の科研費で修復され、石垣市立八重山博物館に寄贈された。

- この研究の成果の一部が「はじめに―研究史―」で示したものである。
- 金城 善「八重山島石垣間切石垣村の『頭数帳』―明治六年十二月十四日付け「戸籍総計表」の概要と翻刻―」平成13―16年度の日本学術振興会科学費補助金基盤研究(A)『沖繩における近代法の形成と現代における法的諸問題』二〇〇五年 研究代表 田里修(沖繩大学) 三五一頁
- 金城 善「明治六年十二月十四日付け「戸籍総計表」―八重山島石垣間切石垣村の『頭数帳』の分析を通して―」平成17―20年度日本学術振興会科学費補助金基盤研究(A) 課題番号17203003 成果報告書『沖繩近代法の形成と展開―沖繩の特殊性と普遍性―』二〇〇九年 研究者代表 田里修(沖繩大学) 一一四頁
- 10 沖繩県教育庁文化課『沖繩県文化財調査報告書第九十集 沖繩の家譜―歴史資料調査報告書VI―』一九八九年 沖繩県教育委員会 七頁
- 11 『那覇市史 資料編第1巻5 家譜資料一(総合)』一九七六年 那覇市役所
- 『那覇市史 資料編第1巻6 家譜資料二(久米系)』一九八〇年 那覇市企画部市史編集室
- 『那覇市史 資料編第1巻7 家譜資料三(百里系)』一九八二年 同
- 『那覇市史 資料編第1巻8 家譜資料四(那覇・泊系)』一九八三年 同
- 12 『平良市史 第三巻 資料編1 前近代』一九八一年 平良市役所
- 『平良市史 第八巻 資料編6 考古・人物・補遺』一九八八年 平良市教育委員会
- 『城辺町史 第一巻 資料編』一九八五年 城辺町役場
- 『多良間村史 第二巻資料編1(王国時代の記録)』一九八六年 多良間村
- 『多良間村史 第六巻資料編5 多良間の系図家譜並に勤書・古文書・御嶽・古謡』一九九五年 同
- 『石垣市史 八重山史料集1 石垣家文書』一九九五年 石垣市
- 久米島調査委員会編『沖繩久米島「沖繩久米島の言語・文化・社会の総合的研究」報告書』一九八二年 弘文堂
- 13 琉球大岳附属図書館蔵の宮良文庫には、M160「覚(懐胎届)」、M167「覚(出生届)」、M168「覚(出生届)」「覚(懐胎報告書)」等がある。これを資料に、私が主宰する第三十九回系満の歴史と文化研究会において、「近世琉球における懐妊・出生・死去の記録」を口頭発表した。
- 14 島野穹子・坂梨良宏『研修戸籍法』一九七八年 日本加除出版株式会社
- 15 前掲2 四八〇頁
- 16 『城辺町史資料2 家譜にみる宮古の役人』一九九八年 城辺町教育委員会 七四頁
- 17 『平良市史 第三巻 資料編1 前近代』一九八一年 平良市役所 二二二頁
- 18 『平良市史 第八巻資料編6(考古・人物・補遺)』一九八八年 平良市教育委員会 五六二頁
- 19 『向裔氏系図家譜正統』は、那覇市歴史博物館に複製本が所蔵されている。
- 『琉球藩戸籍総計』『沖繩県史 第一巻資料編4 雑纂1』一九六五年 琉球政府
- 20 新城敏男「八重山の苗字の成立について」『年報 月曜ゼミナル』一九九四年 月曜ゼミナル 二頁